

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十六号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県地価調査委員会の項の次に次のように加える。

奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会	奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業についての審査に関する事務
--------------------------	----------------------------------

別表知事の部NARA万葉世界賞選考委員会の項の次に次のように加える。

奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会	奈良県私立学校教育経常費補助金に係る事業についての審査に関する事務
----------------------	-----------------------------------

別表知事の部奈良県医師配置評価委員会の項の次に次のように加える。

奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会	奈良県総合医療センターの移転に伴う周辺県有地活用のための構想策定に関する提案についての審査に関する事務
-----------------------------	---

附則

この条例は、公布の日から施行する。